

# **山梨県東日本大震災 対策実施状況**

**平成23年4月12日      午後4時現在**

**東日本大震災山梨県対策本部**

## 山梨県

## 市町村別 避難住民受け入れ状況

東日本大震災山梨県対策本部調べ

平成23年4月12日 16時現在

避難元 受入先	避難元							合計
	茨城県	福島県	宮城県	岩手県	青森県	その他	不明	
甲府市		80	4					84
富士吉田市		25						25
都留市		28						28
山梨市		32						32
大月市		26	5	1				32
韮崎市		47						47
南アルプス市	2	49	1	1				53
北杜市	5	73	9					87
甲斐市		35	6					41
笛吹市		178	6					184
上野原市		14						14
甲州市		39						39
中央市	2	10						12
市川三郷町		9	2					11
早川町								
身延町		17						17
南部町		5						5
富士川町		9						9
昭和町		6						6
道志村								
西桂町		12						12
忍野村								
山中湖村		26						26
鳴沢村								
富士河口湖町	4	66	14					84
小菅村								
丹波山村								
山梨県一時避難所	3	10						13
合計	16	796	47	2				861

&lt;事務局&gt;

山梨県知事政策局東日本大震災支援対策室

TEL 055-223-1519(直通)

報道資料

平成23年4月12日

部 等 名 県土整備部

件 名	東日本大震災に係る公営住宅等への受け入れ状況について					
	内 容	No	事業主体	受け入れ可能戸数	入居決定戸数	入居決定人数
1		山梨県	52	9	33	
2		甲府市	10	4	14	
3		富士吉田市	9	1	4	
4		都留市	21	4	12	
5		山梨市	10	2	5	
6		大月市	18	3	13	
7		韮崎市	15	10	36	
8		南アルプス市	6	5	30	
9		北杜市	21	8	32	
10		甲斐市	7	3	8	
11		笛吹市	11	7	34	
12		上野原市	1			
13		甲州市	40	6	24	
14		中央市	2	1	2	
15		市川三郷町	4	2	5	
16		早川町	4			
17		身延町	19			
18		南部町	3			
19		富士川町	50			
20		西桂町	3	3	12	
21		富士河口湖町	2			
22		丹波山村	1			
		合計	309	68	264	
問い合わせ先	建築住宅課 055-223-1732					

## EU向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

## 1 経緯

福島県内での原子力発電所の事故を受け、EUは3月28日以降に日本から輸出される食品等について規制を強化しており、輸出の際にEUの基準に適合する旨の証明の添付を要求している。

## 2 証明すべき内容

証明すべき内容は次のとおり（3月28日から6月30日までの措置）

対象	証明すべき内容
① 3月10日以前に収穫、加工した食品等	収穫・加工の時期
② 3月11日以降に、12都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、 <u>山梨</u> 、埼玉、東京、千葉）で産出した食品	EUの放射性物質基準に適合することの証明
③ 12都県以外で産出した食品等	産出した道府県

※このうち、①について下記3により証明書を発行する。

## 3 証明書の発行

- ① 発行開始日 平成23年4月12日（火）から
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日は除く）
- ③ 費用負担 なし
- ④ 申請様式等 県HP（<http://www.pref.yamanashi.jp/release/nou-han/2304/0412EUyushutsushoumei.html>）をご参照ください

## 4 証明書の発行担当課（水産物は除く）

- ① 生鮮品及び飼料（農作物等） → 農産物販売戦略室
- ② 加工食品（食品、ワイン等） → 産業支援課

## 5 その他

上記2の②の3月11日以降に収穫、加工した食品等の輸出の際の証明等については、方針が決まりしだい、改めて連絡する。

## &lt;問い合わせ先&gt;

農政部 果樹食品流通課 農産物販売戦略室  
 TEL：055-223-1603 FAX：055-223-1604  
 産業労働部 産業支援課 地場産業・市場開拓担当  
 TEL：055-223-8871 FAX：055-223-1534

報道資料

平成23年4月12日

部 等 名 東日本大震災支援対策室

件 名	東日本大震災山梨県対策本部 電力・節電対策部会を設置しました
内 容	<p>○ 山梨県は、東日本大震災山梨県対策本部設置要綱を改正し、対策本部に「電力・節電対策部会」を設置しました。</p> <p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東日本大震災山梨県対策本部設置要綱（下線は改正箇所）</li><li>・ 東日本大震災山梨県対策本部 電力・節電対策部会設置要領</li><li>・ 東日本大震災に係る今後取り組むべき重点事項（第4回本部会議配布資料）</li></ul>
問い合わせ先	東日本大震災支援対策室 055-223-1519

## 東日本大震災山梨県対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 東日本大震災の被災地への救援・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、今後の県民生活や県下の産業経済活動への影響を最小限にとどめ、同時に、県民を挙げた節電への取り組みを活発化していくため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会及び連絡会をもって構成する。

2 前条の趣旨を果たすため必要がある場合には、別に定めるところにより、本部の下に部会を設置することができる。

### (本部の構成)

第3条 本部に、本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は知事政策局長及び総務部長をもって充てる。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 被災地への救援・支援活動に関すること。
  - (2) 電力・節電対策に関すること。
  - (3) 東日本大震災の本県への影響と対策に関すること。
  - (4) その他必要と認められる事項に関すること。
- 2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

- 2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び幹事長代理を置く。
- 4 幹事長は知事政策局長を、幹事長代理は防災危機管理監をもって充てる。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

### (連絡会)

第6条 連絡会は、各部局間の連絡・調整を行う。

2 連絡会の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、知事政策局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

別表1 (本部会議)

本 部 長	知事
本 部 長 代 理	副知事
副 本 部 長	知事政策局長、総務部長
本 部 員	企画県民部長 リニア交通局長 福祉保健部長 森林環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2 (幹事会)

幹 事 長	知事政策局長
幹 事 長 代 理	防災危機管理監
幹 事	知事政策局次長 企画県民部次長 リニア交通局次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 産業労働部次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局総務課長 教育次長 警察本部警務部参事官

## 東日本大震災山梨県対策本部 電力・節電対策部会設置要領

### (設置)

第1条 東日本大震災の影響による電力需給の厳しい状況を受け、本県内における発電量の拡大等を目指すとともに、県民や事業者など県を挙げて節電対策に取り組むため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）に、電力・節電対策部会（以下「部会」という。）を設ける。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内における発電量の拡大等に関すること
- (2) 全県的な節電対策に関すること
- (3) 電力の需給に関する情報収集
- (4) その他発電量の拡大及び節電対策等に関し必要な事項

### (組織)

第3条 部会は、部会長及び部員をもって組織する。

- 2 部会長は、産業労働部長をもって充てる。
- 3 部会長は、所掌する事務を総括する。
- 4 部員は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会議等)

第4条 部会の会議は、部会長が運営する。

- 2 部会長は、必要があると認める場合に、構成員以外の者を部会の会議に出席させることができる。
- 3 部会長は、本部会議において、所掌事項について発言するとともに、部員等に発言させることができる。

### (庶務)

第5条 部会の庶務は、産業労働部において行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成23年4月12日から施行する。

### 別表（第3条関係）

知事政策局長、企画県民部長、リニア交通局長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長、公営企業管理者、教育長、警察本部長
---



項 目	対 応 策 等	項 目	対 応 策 等
<p>I 被災地及び被災者等への支援</p> <p>1 被災県への職員派遣 〔総務部、福祉保健部〕</p> <p>2 被災者等の二次避難に向けた支援〔知事政策局、福祉保健部、産業労働部〕</p>	<p>① 本県独自の派遣 ○宮城県塩釜市へ行政事務職員2名を派遣、罹災証明書発行関係業務に従事 期間 4月10日(日)～22日(金) 13日間 ○岩手県庁及び沿岸部の被災市町へ行政事務職員2名を派遣、被災状況把握及び支援打ち合せ関係業務に従事 期間 4月11日(月)～15日(金) 5日間</p> <p>② その他の派遣 ○市町の協力を得て福島県福島市へ保健師2名外を派遣、県北保健福祉事務所管内の避難所での救護、健康相談業務に従事 期間 4月10日(日)～30日(土) 21日間 協力市町 山梨市、北杜市、早川町、身延町、南部町</p> <p>① 一時避難所の閉鎖〔知事政策局〕 小瀬スポーツ公園武道館に設置した一時避難所は、4月20日を以って閉鎖</p> <p>② 雇用の場の確保〔産業労働部〕 ○就労ニーズの把握 ○出張相談の実施 県、山梨労働局、該当市町、年金事務所、社会福祉協議会が連携し、次の4市町で就労を始め福祉、教育等の出張相談を実施 笛吹市(4月15日)、富士河口湖町(4月22日)、甲府市(4月26日)、北杜市(4月27日) ○雇用機会の創出 ・経済4団体に対し、避難者の積極的な雇い入れを要請予定 ○職業訓練</p> <p>③ 旅館、ホテルを活用した避難者の受け入れ〔福祉保健部〕 ○県内の民間の旅館・ホテル等を活用した避難所の開設経費について、災害救助法に基づき県が負担 ・対象者 災害救助法が適用されている県(市町村)からの避難者 ・期 間 当面、平成23年5月10日まで ・費 用 1人1泊当たり5,000円(3食付き)を限度 県 → 市町村 → 旅館・ホテル</p>	<p>II 電力不足への対応</p> <p>1 業界団体による東京電力に対する要請活動への支援 〔産業労働部、観光部、農政部〕</p> <p>2 太陽光発電の促進</p> <p>3 節電・省エネ等に向けた対策〔知事政策局〕</p> <p>4 最大発電量の確保</p> <p>III 県内中小企業等への支援</p> <p>1 融資制度の充実 〔産業労働部〕</p> <p>2 県産農産物等の輸入規制等に関する対策 〔産業労働部、農政部〕</p>	<p>① 産業労働部 4月8日に国から計画停電に代わる「電力需給対策の骨格」が示されたことから、各業界団体と連携して電力使用抑制の取り組みを推進 ・各工業団地等における団地単位での削減の取組 ・各業界団体の輪番操業などによる削減の取組 などについての提案を受けて、県としても、国や東京電力に対し要請予定</p> <p>② 観光部 河口湖温泉旅館協同組合からの要請を受け、4月7日に東京電力(株)山梨支店との意見交換の場を設定</p> <p>③ 農政部 JAグループ山梨からの要請もとに、東京電力(株)山梨支店との取り次ぎを実施予定</p> <p>—</p> <p>県内での発電量の拡大を目指すとともに、県を挙げての節電に取り組むための「電力・節電対策部会」を設置</p> <p>—</p> <p>県制度融資の対象及び融資枠の拡大 不況業種対策融資に、震災対策として、新たな対象要件を追加するとともに融資枠を別枠で新設し、4月8日から実施 ○対象要件 震災発生後、最近1か月の売上高等が20%以上減少、かつ、その後の2か月間の見込みを含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少している事業者 ○対象業種 旅館・ホテルなどの宿泊業を含む原則として全業種 ○融資条件 運転資金：3,000万円、年利1.5～1.7% 既存の5,000万円と合わせ8,000万円まで枠拡大</p> <p>① EU向けの対応〔産業労働部〕 ・震災発生前の製造証明について、現在手続き中 ・国に対し、次の事項を要望 放射性物質検査体制の整備、損害が発生した場合の補償措置</p> <p>② アジア諸国・国内向けの対応〔農政部〕 風評被害防止に向け、農産物の放射性物質検査体制を整備</p> <p>③ 検査体制の充実〔産業労働部〕 工業技術センター及び衛生環境研究所の検査装置の整備</p>